

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人馬島福祉会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の種類)

第3条 役員報酬は、別表1による。

(役員報酬の支給)

第4条 役員報酬は、前月11日から当月10日までの役員報酬を当該月の25日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる時は、その前日に繰り上げる。

2月の途中で役員に就任したとき、月の途中で役員を退任したとき、又は死亡したときは、役員報酬は日割り計算により算出して得た額とする。

(改正)

第5条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1. この規程は、平成22年4月1日より適用する。

第1次改定 平成25年3月23日改定 平成25年4月1日施行

第2次改定 平成26年3月22日改定 平成26年4月1日施行

第3次改定 平成28年3月26日改定 平成28年4月1日施行

別表1 (月額)

名 称	報 酬
理事長	100,000円
常勤役員	350,000円